



平成17年9月8日

各都道府県介護保険担当部（局）担当者 様

介護保険法の施行に伴う消費税の取扱について一部改正について

平素より厚生労働行政について格別のご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。先般、成立いたしました改正介護保険法の内容のうち、居住費・食費の見直しに関係につきましては、17年10月1日から施行されることが法律において定められております。

今回、この改正に伴い、「介護保険法の施行に伴う消費税の取扱について」（平成12年8月9日事務連絡）についても別添のとおり改正いたしますので、内容を御了知の上、貴都道府県内市町村（政令市、中核市も含む）、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾なきよう、よろしくお願いいたします。

照会先

厚生労働省老健局総務課
企画法令係 石井 和孝
(電話番号)

03 (5253) 1111 (代表)
内線 3909

03 (3591) 0954 (直通)

○ 介護保険法の施行に伴う消費税の取扱いについて(平成12年事務連絡)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>1. 消費税が非課税となる介護保険サービス等の範囲</p> <p>(1) 居宅介護サービス費の支給に係る居宅サービス 【消費税法別表第一第七号イ、消費税法施行令第14条の2第1項、平成12年2月10日大蔵省告示第27号】 消費税が非課税となる居宅サービスとは、介護保険法の規定に基づき、「指定居宅サービス事業者（介護保険法41①）」により行われる同法第7条第6項から第16項までに規定する「訪問介護」「訪問入浴介護」「訪問看護」「訪問リハビリテーション」「居宅療養管理指導」「通所介護」「通所リハビリテーション」「短期入所生活介護」「短期入所療養介護」「<u>認知症対応型共同生活介護</u>」及び「特定施設入所者生活介護」（以下「訪問介護等」という。）が該当する。したがって、‘指定居宅サービス事業者により行われる訪問介護等’であれば、居宅要介護被保険者の利用料を含めた介護保険サービス全体が非課税となるとともに、居宅介護サービス費支給限度額（介護保険法43）を超えて行われる訪問介護等についても非課税となるものである。</p> <p>（略）</p> <p>(2) 施設介護サービス費の支給に係る施設サービス 【消費税法別表第一第七号イ、消費税法施行令第14条の2第2項、平成12年2月10日大蔵省告示第27号】 イ～ハ （略） ただし、イからハに掲げる施設サービスの一環として提供されるサービスであっても、<u>入所者、入居者及び入院患者</u>の選定に基づき行われる特別な居室等や特別な食事の提供（3. (3)ウ⑨～⑪）は、非課税とならないものであるから留意されたい。</p> <p>(3) (1)又は(2)に類する介護保険サービス 【消費税法別表第一第七号イ、消費税法施行令第14条の2第3項、平成12年2月10日大蔵省告示第27号】 「居宅介護サービス費の支給に係る居宅サービス」又は「施設介護サービス費の支給に係る施設サービス」に類するものとして、消費税が非課税となるサービスは以下のとおりである。</p>	<p>1. 消費税が非課税となる介護保険サービス等の範囲</p> <p>(1) 居宅介護サービス費の支給に係る居宅サービス 【消費税法別表第一第七号イ、消費税法施行令第14条の2第1項、平成12年2月10日大蔵省告示第27号】 消費税が非課税となる居宅サービスとは、介護保険法の規定に基づき、「指定居宅サービス事業者（介護保険法41①）」により行われる同法第7条第6項から第16項までに規定する「訪問介護」「訪問入浴介護」「訪問看護」「訪問リハビリテーション」「居宅療養管理指導」「通所介護」「通所リハビリテーション」「短期入所生活介護」「短期入所療養介護」「<u>痴呆対応型共同生活介護</u>」及び「特定施設入所者生活介護」（以下「訪問介護等」という。）が該当する。したがって、‘指定居宅サービス事業者により行われる訪問介護等’であれば、居宅要介護被保険者の利用料を含めた介護保険サービス全体が非課税となるとともに、居宅介護サービス費支給限度額（介護保険法43）を超えて行われる訪問介護等についても非課税となるものである。</p> <p>（略）</p> <p>(2) 施設介護サービス費の支給に係る施設サービス 【消費税法別表第一第七号イ、消費税法施行令第14条の2第2項、平成12年2月10日大蔵省告示第27号】 イ～ハ （略） ただし、イからハに掲げる施設サービスの一環として提供されるサービスであっても、<u>利用者の選定</u>に基づき行われる特別な居室等や特別な食事の提供（3. (3)ウ⑨～⑪）は、非課税とならないものであるから留意されたい。</p> <p>(3) (1)又は(2)に類する介護保険サービス 【消費税法別表第一第七号イ、消費税法施行令第14条の2第3項、平成12年2月10日大蔵省告示第27号】 「居宅介護サービス費の支給に係る居宅サービス」又は「施設介護サービス費の支給に係る施設サービス」に類するものとして、消費税が非課税となるサービスは以下のとおりである。</p>

イ・ロ (略)

ハ 居宅支援サービス費(介護保険法53)の支給に係る訪問介護等(認知症対応型共同生活介護(介護保険法7⑮)を除く。)

ニ 特例居宅支援サービス費(介護保険法54)の支給に係る訪問介護等(認知症対応型共同生活介護(介護保険法7⑮)を除く。)又はこれに相当するサービス

ホ～ト (略)

チ 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に基づく介護扶助のための居宅介護(同法第15条の2第2項(介護扶助)に規定する訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護並びにこれらに相当するサービス)及び施設介護

(略)

なお、イからチに掲げるサービスの一環として提供されるものであっても、利用者、入所者、入居者及び入院患者(以下「利用者等」という。)の選択に基づき行われる特別な居室や特別な食事等(3.(3)ウ①～⑪)については、非課税とならないものであるから留意されたい。

2. (略)

3. その他留意事項

(1) (略)

(2) 要介護被保険者等が負担する利用料の取扱い

(特例)居宅介護(支援)サービス費及び施設介護サービス費の支給対象となるサービスについては、利用料も含めサービス全体(3.(3)ウに掲げる費用を除く。)が非課税となることに留意されたい。

(3) 「日常生活に要する費用」及び「利用者の選定に係る費用」の取扱い

ア 介護サービスの性質上、当然にそのサービスに付随して提供されることが予定される便宜であって、日常生活に要する費用(食事の提供に要する費用やおむつ代等)については、消費税法及び消費税法施行令に規定する(特例)居宅介護(支援)サービス費の支給に係る居宅サービス又は施設介護サービス費の支給に係る施設サービス費に含まれ非課税となるものであるが、介護サービスに付随して提供されるサービスであっても、要介護被保険者等の選定に係るサ

イ・ロ (略)

ハ 居宅支援サービス費(介護保険法53)の支給に係る訪問介護等(痴呆対応型共同生活介護(介護保険法7⑮)を除く。)

ニ 特例居宅支援サービス費(介護保険法54)の支給に係る訪問介護等(痴呆対応型共同生活介護(介護保険法7⑮)を除く。)又はこれに相当するサービス

ホ～ト (略)

チ 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に基づく介護扶助のための居宅介護(同法第15条の2第2項(介護扶助)に規定する訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護並びにこれらに相当するサービス)及び施設介護

(略)

なお、イからチに掲げるサービスの一環として提供されるものであっても、利用者の選択に基づき行われる特別な居室や特別な食事等(3.(3)ウ①～⑪)については、非課税とならないものであるから留意されたい。

2. (略)

3. その他留意事項

(1) (略)

(2) 要介護被保険者等が負担する利用料の取扱い

(特例)居宅介護(支援)サービス費及び施設介護サービス費の支給対象となるサービスについては、利用料も含めサービス全体(3.ウに掲げる費用を除く。)が非課税となることに留意されたい。

(3) 「日常生活に要する費用」及び「利用者の選定に係る費用」の取扱い

ア 介護サービスの性質上、当然にそのサービスに付随して提供されることが予定される便宜であって、日常生活に要する費用(食材料費やおむつ代等)については、消費税法及び消費税法施行令に規定する(特例)居宅介護(支援)サービス費の支給に係る居宅サービス又は施設介護サービス費の支給に係る施設サービスに含まれ非課税となるものであるが、介護サービスに付随して提供されるサービスであっても、要介護被保険者等の選定に係るサービスについては、

ービスについては、非課税対象となる介護保険サービスから除かれていることに留意されたい。

(略)

イ 非課税となる居宅サービス又は施設サービスに含まれるもの

- ① 通所介護及び通所リハビリテーションについては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「基準省令」という。）第96条第3項第2号から第5号に掲げる時間延長に伴う実費負担部分、食事の提供に要する費用、おむつ代、その他通所介護又は通所リハビリテーションにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
- ② 短期入所生活介護及び短期入所療養介護については、基準省令第127条第3項第1号、第2号、第6号及び第7号並びに基準省令140条の6第3項第1号、第2号、第6号及び第7号に掲げる食事の提供に要する費用、滞在に要する費用、理美容代、その他短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの又は同令第145条第3項第1号、第2号、第6号及び第7号並びに第155条の5第3項第1号、第2号、第6号及び第7号に掲げる食事の提供に要する費用、滞在に要する費用、理美容代、その他短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
- ③ 認知症対応型共同生活介護については、基準省令第162条第3項第1号から第4号に掲げる食材料費、理美容代、おむつ代、その他認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
- ④ (略)
- ⑤ 指定介護福祉施設サービスについては、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第9条第3項第1号、第2号、第5号及び第6号並びに同令第41条第3項第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げる食事の提供に要する費用、居住に要する費用、理美容代及び指定介護福祉施設サービスにおいて

非課税対象となる介護保険サービスから除かれていることに留意されたい。

(略)

イ 非課税となる居宅サービス又は施設サービスに含まれるもの

- ① 通所介護及び通所リハビリテーションについては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「基準省令」という。）第96条第3項第2号から第5号に掲げる時間延長に伴う実費負担部分、食材料費、おむつ代、その他通所介護又は通所リハビリテーションにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
- ② 短期入所生活介護及び短期入所療養介護については、基準省令第127条第3項第3号から第5号又は同令第145条第3項第3号から第5号に掲げる食材料費、理美容代、その他短期入所生活介護又は短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
- ③ 痴呆対応型共同生活介護については、基準省令第162条第3項第1号から第4号に掲げる食材料費、理美容代、おむつ代、その他痴呆対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
- ④ (略)
- ⑤ 指定介護福祉施設サービスについては、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第9条第3項第3号及び第4号に掲げる理美容代及び指定介護福祉施設サービスにおいて供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが

供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者及び入居者に負担させることが適当と認められるもの

- ⑥ 介護保健施設サービスについては、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第11条第3項第1号、第2号、第5号及び第6号並びに同令第42条第3項第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げる食事の提供に要する費用、居住に要する費用、理美容代及び指定介護保健施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者及び入居者に負担させることが適当と認められるもの
- ⑦ 指定介護療養施設サービスについては、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）第12条第3項第1号、第2号、第5号及び第6号並びに同令第42条第3項第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げる食事の提供に要する費用、居住に要する費用、理美容代及び指定介護療養施設サービスにおいて供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入院患者に負担させることが適当と認められるもの

ウ （特例）居宅介護（支援）サービス費の支給に係る居宅サービス、（特例）居宅介護（支援）サービス計画費の支給に係る居宅介護支援又は施設介護サービス費の支給に係る施設サービスから除かれるサービス（課税となるもの）

①～④ （略）

⑤ 短期入所生活介護については、基準省令第127条第3項第3号から第5号並びに同令第140条の6第3項第3号から第5号に掲げる特別な居室の提供、特別な食事の提供及び送迎費

⑥ 短期入所療養介護については、基準省令第145条第3項第3号から第5号並びに同令第155条の5第3項第3号から第5号に掲げる特別な療養室等の提供、特別な食事の提供及び送迎費

⑦・⑧ （略）

⑨ 指定介護福祉施設サービスについては、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第9条第3項第3号及び第4号並びに同令第41条第3項第3号及び第4号に掲げる特別な居室の提供及び特別な食事の提供

適当と認められるもの

⑥ 介護保健施設サービスについては、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第11条第3項第3号及び第4号に掲げる理美容代及び指定介護保健施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

⑦ 指定介護療養施設サービスについては、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）第12条第3項第3号及び第4号に掲げる理美容代及び指定介護療養施設サービスにおいて供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入院患者に負担させることが適当と認められるもの

ウ （特例）居宅介護（支援）サービス費の支給に係る居宅サービス、（特例）居宅介護（支援）サービス計画費の支給に係る居宅介護支援又は施設介護サービス費の支給に係る施設サービスから除かれるサービス（課税となるもの）

①～④ （略）

⑤ 短期入所生活介護については、基準省令第127条第3項第1号に掲げる特別な居室の提供及び同項第2号に掲げる送迎費

⑥ 短期入所療養介護については、基準省令第145条第3項第1号に掲げる特別な療養室等の提供及び同項第2号に掲げる送迎費

⑦・⑧ （略）

⑨ 指定介護福祉施設サービスについては、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第9条第3項第1号に掲げる特別な居室の提供及び同項第2号に掲げる特別な食事の提供

⑩ 介護保健施設サービスについては、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第11条第3項第3号及び第4号並びに同令第42条第3項第3号及び第4号に掲げる特別な療養室の提供及び特別な食事の提供

⑪ 指定介護療養施設サービスについては、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準第12条第3項第3号及び第4号並びに同令第42条第3項第3号及び第4号に掲げる特別な病室の提供及び特別な食事の提供

(注) 利用者等の選定に基づき提供される上記サービスについては、通常のサービスを利用した場合の費用との差額部分のみが課税となるものであることを留意されたい。

(略)

(4) (略)

(5) 介護保険サービスの委託に関する取扱い

通所介護事業者、通所リハビリテーション事業者、短期入所生活介護事業者、短期入所療養介護事業者及び介護保険施設においては、調理業務、洗濯等の利用者等の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、上記事業者の従業者以外の第三者に業務を委託することが可能であるが、居宅サービス事業者等が上記業務を委託する場合における受託者に対する委託に係る対価については、受託者が委託者たる居宅サービス事業者等に対してサービスを提供するものであり、消費税が非課税となる上記1. に掲げる介護保険サービスに該当しないものであることから、消費税の課税対象となるものであることに留意されたい。(特定施設入所者生活介護事業者が業務の一部を他の事業者へ委託する場合も同様である。)

⑩ 介護保健施設サービスについては、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第11条第3項第1号に掲げる特別な療養室の提供及び同項第2号に掲げる特別な食事の提供

⑪ 指定介護療養施設サービスについては、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準第12条第3項第1号に掲げる特別な病室の提供及び同項第2号に掲げる特別な食事の提供

(注) 利用者等の選定に基づき提供される上記サービスについては、通常のサービスを利用した場合の費用との差額部分のみが課税となるものであることを留意されたい。

(略)

(4) (略)

(5) 介護保険サービスの委託に関する取扱い

通所介護事業者、通所リハビリテーション事業者、短期入所生活介護事業者、短期入所療養介護事業者及び介護保険施設においては、調理業務、洗濯等の利用者又は入所者(入院患者)の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、上記事業者の従業者以外の第三者に業務を委託することが可能であるが、居宅サービス事業者等が上記業務を委託する場合における受託者に対する委託に係る対価については、受託者が委託者たる居宅サービス事業者等に対してサービスを提供するものであり、消費税が非課税となる上記1. に掲げる介護保険サービスに該当しないものであることから、消費税の課税対象となるものであることに留意されたい。(特定施設入所者生活介護事業者が業務の一部を他の事業者へ委託する場合も同様である。)